

お子さまのスマートフォンにフィルタリングしてますか？

～フィルタリング手続きの厳格化からまもなく3年～

SNSを利用して犯罪被害に遭う青少年の多くが、フィルタリングを利用していないことから、福井県青少年愛護条例により、青少年が使用するスマートフォン等の契約時のフィルタリング手続きが厳格化されています。（令和元年7月1日施行）

有害情報サイトの中でも、出会い系サイトを利用して未成年がトラブルに巻き込まれるケースが多数発生しています。

お子様が被害にあわないためにも、今一度ご確認をお願いします。

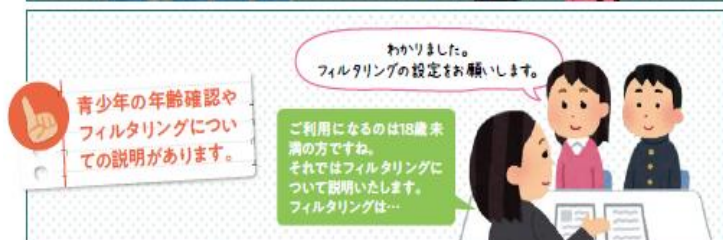
保護者・事業者のみなさまへ



(携帯電話会社で)子どもが使用するスマホの契約



○携帯電話の新規契約または機種変更などをする場合、以下の対応が**義務化**されています。



・携帯電話会社等は、**青少年または保護者**に対し、有害情報を閲覧する恐れ、フィルタリングの必要性・内容などについて説明した上、**書面を交付する**



・保護者は、携帯電話会社等が提供するフィルタリングサービスなどを希望しない場合、**理由を記載した書面を提出する**

大人の責任で、フィルタリングを利用し子どもたちを被害から守りましょう

<参考>

・福井県青少年愛護条例および同施行規則の一部改正（福井県 HP）
<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kenan/h31jyorei.html>

本メールに関して御質問、お問い合わせがある場合は下記まで御連絡ください

【担当】福井県安全環境部県民安全課

☎:0776-20-0745（直通） メール：kenan@pref.fukui.lg.jp

★子どもの安全安心に関する情報などをツイッターで発信しています→

